

答 申 第 35 号

令和2年12月24日

仙台市教育委員会 御中
(教育局学校教育部教育相談課扱い)

仙台市個人情報保護審議会

会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第41条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年7月15日付けR2教学相第310号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第43号

「市教委が平成〇年〇月〇日、『事情聴取をし、確認しているところである。』旨回答後、既に2年以上が経過している。このことに対する市教委作成の回答書『要求（回答）に応じられない旨の回答』を作成に至った際に行われた会議録（発言者名も全て）」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

答申第 35 号
(諮問第 43 号)

1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非開示決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、当時未成年者であった審査請求人（以下「請求人」という。）の法定代理人である請求人の父が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、請求人を代理して、「市教委が平成〇年〇月〇日、『事情聴取をし、確認しているところである。』旨回答後、既に 2 年以上が経過している。このことに対する市教委作成の回答書『要求（回答）に応じられない旨の回答』を作成に至った際に行われた会議録（発言者名も全て）」（以下「対象個人情報」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 30 年 12 月 10 日付けで個人情報非開示決定（以下「原処分」という。）を行ったことについて、その処分の取消しを求めたものである。

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

実施機関は、請求人の父に対し、平成〇年〇月〇日に「文書作成に対する A 教諭の関わりについては、同教諭から事情聴取をし、確認しているところである。」旨を民事調停の場において回答している。実施機関は当該回答について「現在確認中であるという状況を表したものではなく、当該文書の作成時点で状況を既に確認済みであるとの結果を表したもの」と弁明しているが、これは明らかに苦し紛れの説明であり、実際には現在も「事情聴取をし、確認しているところ」（最中）ではないかと思われる。

このことから、実施機関は平成〇年〇月〇日以降に A 教諭に対する聴き取り調査を実施しているはずであり、その結果等を記録した公文書が作成されていること、また当該文書を実施機関が現に保有していると考えることが社会通念上、常識的にみても妥当である。

請求人側は、民事調停の場以外においても A 教諭への事情聴取により確認した結果を回答するよう実施機関に対し書面ないし電話により再三求め続けており、実施機関はそれを受けて打合せ、話し合い、会議、確認、事情聴取等の何らかの対応を行ったはずであるから、それらの記録が作成されていると考えることが社会通念上、常識的にみても妥当である。

また、請求人及び請求人の保護者は、学校や市教委の担当者に対し、請求人が受けたいじめについて複数回かつ長期にわたり相談を行っており、学校や市教委側でもその内容を担任間及び教頭間の引継ぎや学級編成における会議等、学校運営の場において検討や考慮を行っていたはずである。

加えて、「〇〇中事案に係る調停 認否案（第 1 準備書面）」4 頁には、「学校側は、申立人側への対応を、当時の学校における最優先課題と位置付け、相当注意を払っており、仮にこのよう

な事象があれば、対応しないことはあり得ない状況にあった。」との記載があるが、そうであるならば、例えばC講師が請求人やその親友に対して繰り返してきたいじめ（体罰）によって生徒らの間で「噂に始まり、吹聴（いじめ）」があったことや、D講師が請求人に対して繰り返してきたいじめ（体罰）及び成績改ざん行為によって生徒らの間で「噂に始まり、吹聴（いじめ）」があったことの相談内容等々を把握し、記録し、学校内で共有していなければおかしい。実施機関は、請求人側からのいじめの訴えや相談に対し適切な対応をしてきたと主張するが、そうであるならば具体的にどのような対応をしたのかが分かる文書が残されているはずである。

なお、別途開示された「〇〇中事案に係る調停 認否案（第1準備書面）」（開示資料番号 88）には黒塗りの箇所が多くあるが、これらは請求人に対し当然に開示されるべき事項のはずである。

このような状況においては、請求人に対し別途開示された調停前資料や担任の手書きの聴き取りメモ以外にも公文書が作成、保存されているはずであると考えるのが、社会通念に照らしても当然である。

そして、請求人側が開示請求した文書は、条例上の非開示情報には該当しないため、当然開示されるべきである。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

請求人は、請求人の父が実施機関から平成〇年〇月〇日付けで「文書の作成に対するA教諭の関わりについては、同教諭から事情聴取をし、確認しているところである。」との回答を受けたことを根拠として、その日以降にA教諭に対する事情聴取が実施され、その記録文書等が作成されたはずであるとの主張をしているが、実施機関では、平成〇年〇月〇日以降に同教諭に対する改めての聴取は行っておらず、その記録は作成していない。

請求人が主張する実施機関からの平成〇年〇月〇日付けの回答とは、請求人と仙台市との間の民事調停において実施機関が提出した第二準備書面を指すものと思われるが、当該文書中の「事情聴取をし、確認しているところである。」との表現は、その時点で同教諭からは事情を既に確認済みであるとの結果を示したものであり、現在事情を確認中でありその内容について追って回答するという趣旨のものではない。

請求人に対しては、先述の実施機関が提出した第二準備書面において、本市（実施機関）からの答弁はその時点で提出済みの答弁書及び準備書面のとおりであり、これとは別に関係者からの聞き取りの内容について答弁する予定はない旨を既に回答していた。

よって、平成〇年〇月〇日付けで請求人から提出された「質問状」への回答である、平成〇年〇月〇日付け「回答書」（開示資料番号 40）においても同趣旨の回答をしたものであり、当該回答書の作成に至る過程において会議等は行っておらず、その記録も作成していないことから、対象個人情報として開示すべき公文書は存在しない。

5 別途開示された文書及び背景となった事案の概要

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張並びに弁明書及び口頭による実施

機関の説明によれば、本件開示請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

- (1) 平成〇年〇月に、請求人が当時在籍していた仙台市立〇〇中学校の校内において、同級生から運動着ジャージパンツを下ろされる等の事案が発生した。
- (2) (1)の事案に係る加害側の生徒の保護者から、請求人及び請求人の父母に対し、平成〇年〇月〇日付けで「〇〇〇〇様へのいじめの件について（報告）」及び「〇〇〇〇様へのいじめの件について（お詫び）」の2通の文書が、また同年〇月〇日付けで「〇〇〇〇様へのこれまでの対応と現状について」及び「念書」の2通の文書が提出された。
- (3) 平成〇年〇月、請求人は仙台市を相手方とした民事調停の申立てを行った。
- (4) 平成〇年〇月〇日、請求人は第2準備書面により、「念書」等の4通の文書作成につき「A教諭がどのように関わったかという事実をどうやって確認したのか」について実施機関に対し回答を求めた。
- (5) 平成〇年〇月〇日、実施機関は第2準備書面により、「念書」等の4通の文書の作成に関するA教諭の関わりについては、「同教諭から事情聴取をし、確認しているところである。」と請求人に対し回答した。
- (6) 平成〇年〇月、請求人と仙台市との間の民事調停は不成立となった。
- (7) 平成〇年〇月〇日、請求人は「念書」等の4通の文書に係る回答が未だになされていないとして、同日付け「質問状」により実施機関に対し回答を求めた。
- (8) 平成〇年〇月〇日、実施機関は同日付け「回答書」（開示資料番号40）により、「平成〇年〇月〇日付教育長あて要求書について、要求には応じられない旨回答いたします。」と請求人に対し回答した。

6 審議会の判断

(1) 対象個人情報の保有の有無について

実施機関は、請求人が開示を求めるような対象個人情報を記載した公文書は作成しておらず存在しないとしているのに対し、請求人は、社会通念に照らして考えても対象個人情報を記載した公文書が作成されており存在するはずであると主張するので、当審議会では条例第48条第4項の規定に基づき、実施機関に対し見分調査を行った

見分調査は、令和2年9月14日から11月27日にかけて、実施機関の教育相談課及び教職員課執務室において実施した。なお、〇〇中学校における見分調査については、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報一部開示決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問第36号及び同第37号の審議の過程で実施済みである。また、請求人が同校に在籍していた平成〇年度から同〇年度までに同校の教職員が使用していた執務用パソコンは、平成〇年〇月に行われた機器更新に伴い撤去されていたことを確認している。

教育相談課及び教職員課執務室における見分調査は、本件審査請求における対象個人情報に限らず、両課が保管している一連のファイル及び同両課が保存している電磁的記録のうち、請求人及びその家族への対応に係る全ての記録を対象として実施した。

しかしながら、これら全ての調査の結果として、請求人に対し既に別途開示された文書以外には、本件対象個人情報を含む文書又は電磁的記録を発見することはできなかった。

(2) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審議会の処理経過

(諮問第 43 号)

年 月 日	内 容
令和 2. 7. 15	・ 諮問を受けた
2. 7. 17	・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から弁明書の提出を受けた
2. 7. 28 (令和 2 年度第 3 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
2. 8. 8	・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた
2. 8. 17	・ 請求人から反論書の提出を受けた
2. 8. 27 (令和 2 年度第 4 回 個人情報保護審議会)	・ 請求人から口頭で意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った
2. 9. 4 (令和 2 年度第 5 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
2. 9. 14 から 2. 11. 27 まで	・ 実施機関に対する見分調査を行った
2. 10. 15 (令和 2 年度第 6 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った
2. 12. 7 (令和 2 年度第 7 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問に係る審議を行った